

S F 商法に気をつけて!



だまされないで!

「無料で粗品をあげる」「景品を配るから」などと言って、消費者を仮店舗など閉め切った場所に誘い込み、日用品などを無料又は安価で配布しながら場を盛り上げ、熱狂的な雰囲気の中で、布団や健康機器など高額な商品の契約を結ばせる『催眠商法』といわれる悪質業者の手口があります。契約する際は、雰囲気に惑わされず、本当に必要なものであるかどうか冷静に考え、家族の意見も聞いたうえで購入するようにしましょう。

健康機器の無料体験や実演販売が行われることがあります。これらの機器が医療用具として薬事法に基づく承認を受けている場合は、認められた範囲の効能効果をうたうことができます。しかし、表示は認可された内容であっても口頭で万病に効くかのような説明がある場合が少なくありません。期待できる効果はあくまで認可された範囲内ですので、効果に過大な期待はしないことです。健康は、バランスのとれた食生活、十分な休養、適切な量の運動を日々積み重ねて得られるもので、特定の食品や商品によってたやすく手に入るものではないことを肝に銘じておきましょう。

悪質商法の被害にあわないために

悪質商法の被害にあわないためには、だましの手口について予備知識を持ち、甘い言葉には絶対にのらないことです。「無料で〇〇できる」「お金がもうかる」「病気が治る」等の言葉は、まず疑うことです。不審に思ったり、騙されたと思った時は、できるだけ早く消費生活センターや、産業経済課に相談するか、身近な家族又はホームヘルパーやケアマネージャー、民生委員などに相談しましょう。

消費生活センター ☎ 824-0999

産業経済課 ☎ 893-1115

小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主又は会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。この制度の特徴は、掛金は全額所得控除で、受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国が作った共済制度です。無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能です。毎月の掛金も税法上、必要経費又は損金に算入できます。

加入申込 商工会、商工会議所、青色申告会、金融機関の本支店の窓口

**制度の運営
問い合わせ** 独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎ 050-5541-7171

1000 高知県最低賃金改定 50 100 10 のお知らせ

- ◎高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月26日から施行することとしました。
- ◎この決定により、10月26日以降分として労働者に支払う賃金は、

1時間 630円以上

としなければなりません。

問い合わせ

高知労働局賃金室 ☎ 885-6024
高知労働基準監督署 ☎ 885-6031

指定管理者募集

下記の施設について、指定管理者の募集を行います。

- ①道の駅「木の香」(いの町桑瀬225番地10・同番地16・同番地28・390番地2)
- ②山荘しらさ(いの町寺川175番地)
- ③本川地区畜産物等飼育処理加工施設(いの町葛原231番地4)
- ④グリーン・パークほどの施設(いの町清水上分977番地・982番地・2991番地ト・2995番地・同番地2)

受付期間 11月1日(土)~11月30日(日)

(ただし、土・日・祝日を除く9時~17時)

問い合わせ及び受付先

産業経済課 ☎ 893-1115
吾北総合支所地域振興課 ☎ 867-2314
本川総合支所産業建設課 ☎ 869-2115